

法人名:財団法人 暴力追放青森県民会議

# 法人の概要

平成15年6月1日 現在

法人の名称	財団法人 暴力追放青森県民会議	代表者職氏名	会長 三村 申吾	所 管 課	警察本部暴力団対策課
設立年月日	平成4年4月23日	事務所の所在地 (電話番号)	青森市新町2丁目2-7 青銀新町ビル4階 017-723-6250		

## 組織構成

理事・役員数	常勤 1 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 1 名	非常勤 20 名	合計 21 名
監事・監査役数	常勤 0 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職 員 数	常勤 3 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 2 名	非常勤 0 名	合計 3 名

臨時職員は非常勤に含む。

## 基本財産・資本金等

		うち県の出資等額	県の出資等比率
基本財産・資本金	715,000 千円	460,000 千円	64.3 %
基 金	0 千円	0 千円	0.0 %
合 計	715,000 千円	460,000 千円	64.3 %

## 主な出資者等の構成(出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	460,000	64.3
2 (株)青森銀行	30,000	4.2
3 (株)みちのく銀行	30,000	4.2
4 日本原燃(株)電機事業者連合会	30,000	4.2
5 青森競輪場	20,000	2.8
6 青森市	19,287	2.7
7 八戸市	16,049	2.2
8 弘前市	11,657	1.6
9 (株)東北電力青森支店	10,000	1.4
10 みちのく会(大手建設会社)	5,200	0.7

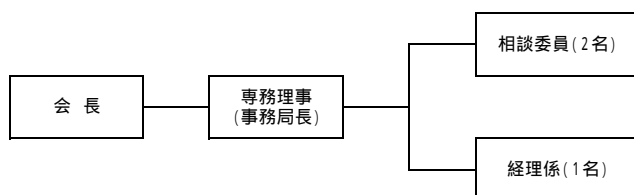
## 会員数(社団法人対象)

区分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人				0
個 人				0

## 寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 ( 5年 1月より)	無
指定寄付金の有無	有 ( 年 月 日~年 月 日)	無

## 組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



## 設立目的

県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するなどし、もって暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的とし、設立されたものである。

## 設立の背景

大規模広域暴力団の本県進出、地元暴力団の傘下への組み入れ、更には、利権等を巡る暴力団の対立抗争事件が多発し、県民生活に大きな不安と恐怖を与えているほか、企業等の経営活動にも深刻な影響をもたらしている情勢下にあったことから、暴力団を根絶するためには、警察の取締りだけでなく、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進することが不可欠となったものである。

そのため、昭和62年9月に「暴力追放青森県民会議」を設立し、関係機関・団体等との緊密な連携の下、暴力団排除活動を推進してきたが、広報啓発活動等にとどまらず暴力団員による不当な行為についての相談活動、暴力団事務所撤去の費用貸付け等を恒常的に推進することが急務となり、また、暴力団対策法の施行を機に基盤充実を図る必要があることから、前期「県民会議」を発展的に解消して、設立に至ったものである。

## 事業内容

県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するなどし、もって暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的として、次の事業を実施している。

- (1) 暴力追放啓蒙事業
- (2) 暴力相談事業
- (3) 暴力団員による不法行為の被害者に対する救済事業
- (4) 暴力団員等の組織離脱支援事業
- (5) 「不当要求防止責任者講習」受託事業
- (6) その他

# マネジメント

## 1 経営理念、中長期経営計画

### (1) 経営者の経営理念・基本目標等

- 1 県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚、暴力団の存在を許さない社会基盤の確立等により、暴力団のいない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的として設立された財団法人であり、この目的を達成するために「寄附行為」に基づき、暴力追放啓蒙事業、暴力団排除組織の支援事業、暴力相談事業等の各種事業活動を推進する。
- 2 暴力団追放のための各種事業を推進するためには、財政基盤の確立が必要であり、基本財産運用による利息収入の不足分を補って安定した事業資金を確保するために、賛助会員の拡充を積極的に推進する。

### (2) 平成14年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

#### 1 効果的な広報活動

テレビ、ラジオ、新聞、電光掲示板等による「暴力団追放三ない運動」「暴力団困り事相談電話」の広報に加え、インターネットホームページによる財団の活動内容や、事業実績、事業計画、暴力団関係者との対応要領等の広報のほかメールによる相談受理の実施、更には、年2回の会報「暴追あおもり」及び、かわら版「どっこい暴力団は生きている」をこれまで16回発行し、暴力団情報の提供につとめ、ほぼ計画どおりに進行している。

#### 2 安定した事業資金の確保

基本財産のほぼ全額を県債に切り替え、基本財産運用収入の安定を図ってきたが、事業資金の全額確保が不可能であることから、賛助会員の加入促進策を積極的に推進した結果、賛助会員の増加により、必要な事業資金を確保することができた。

### (3) 平成15年度における経営者の経営目標

#### 1 効果的な広報活動

新聞等による広報の時期や内容の見直しにより効果的な広報を実施するほか、ホームページや会報「暴追あおもり」、ミニ広報紙「どっこい暴力団は生きている」の継続発行により、業務の広報や情報の提供を行っていく。

#### 2 安定した事業資金の確保

基本財産のほぼ100パーセント県債購入で運用収入の増加を図り、不足分を賛助金や寄附金により補ってきたが、県債の一部償還もあり、収入の減少が避けられないことから、引き続き賛助会員の新規加入の積極的な促進活動に努める。

### (4) 中長期経営計画の状況

計画の策定状況	( 11年度 ~ 17年度 )	昨年度までに策定済
		今年度策定

## 2 事業内容等

### (1)平成15年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益 区分	直営・委託 区分	金額(千円)	全体事業 費に占める 割合(%)	事業内容
広報啓蒙事業	自主事業	公益事業	直営	9,553	53.8%	1 県民大会の開催 2 中・高生対象の暴追作品コンクールの開催 3 会報、暴追かわら版、ポスター等の作成、配布 4 ホームページによる広報 5 新聞、ラジオ等マスメディアによる広報
暴力追放運動支援事業	自主事業	公益事業	直営	1,020	5.7%	1 地区暴排団体への活動支援金の支給 2 職域暴排団体等に対する資料の提供等
暴力相談事業	自主事業	公益事業	直営	3,258	18.3%	1 電話による相談受理 2 面接による相談受付 3 メールによる相談受付 4 出張相談所の開設
組織離脱促進事業	自主事業	公益事業	直営	140	0.8%	1 暴力団社会復帰対策協議会の開催 2 受入企業の拡大 3 雇用給付金の支給
被害者救済事業	自主事業	公益事業	直営	2,100	11.8%	1 暴力団被害者に対する見舞金の支給 2 暴力団との訴訟費用や被害回復費用の無利子貸付
研修事業	自主事業	公益事業	直営	600	1.3%	1 少年指導委員に対する研修 2 相談委員、講習担当者の研修
調査研究事業	自主事業	公益事業	直営	230	3.4%	1 暴力団情報の収集 2 アンケート調査の実施
不当要求防止責任者講習	自主事業	公益事業	直営	870	4.9%	1 不当要求防止責任者に対する講習の実施
公益事業支出	17,771 千円		直営事業支出	17,771 千円		
収益事業支出	0 千円		委託事業支出	0 千円		
当期支出( + )	17,771 千円		当期支出( + )	17,771 千円		
/	100.0 %		/	100.0 %		

## (2)平成15年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
広報啓蒙事業				暴力団追放青森県民大会人員 550人
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	800人	600人	2,000人	県民各層の暴力団追放意識と暴力団追放運動の効用及び浸透を図るとともに暴力団の存在を許さない社会基盤を確立することに寄与する。 平成14年度は、「民事介入対策青森大会(全国大会)」と合同開催

事業名				目標値
広報啓蒙活動				会報の作成・配布 8,000部
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	8,000部	8,000部	9,000部	県民会議の活動内容は、暴力団との対応要領、暴力相談等を広報することにより、暴力団追放意識と暴力団追放運動の高揚及び暴力相談事業の普及を図ることに寄与する。

事業名				目標値
広報啓蒙活動				ミニ広報紙「暴追かわら版」の作成・配布 16,000部
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	0部	0部	11,500部	暴力団の情勢、動向等の情報提供をすることにより、暴力団排除意識の高揚を図ることに寄与する。

事業名				目標値
広報啓蒙事業				新聞、ラジオによる広報 60回
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	151回	144回	116回	暴力団追放三ない運動、暴力相談電話を広報することにより暴力団排除意識の高揚と暴力相談(事業)の普及・宣伝にきよする。

事業名				目標値
広報啓蒙事業				暴力団追放作品コンクール 1回
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	1回	1回	1回	少年(中・高生)の暴力団追放意識と暴力団追放運動の高揚及び浸透を図ることにより、少年に対する暴力団の影響排除推進に寄与する。

事業名				目標値
暴力相談事業				暴力相談受案件数 100件以上
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	78件	127件	111件	暴力団による不当行為などについての相談事業を最も重要な事業としておこない、暴力団による不当な行為の防止とこれによる被害の救済を図るものである。

## (2)平成15年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
暴力相談事業				出張相談所の開設 3地区3回
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	2地区3回	4地区6回	3地区3回	遠隔地に居住している相談者の利便性、暴力相談事業の普及宣伝等の理由により出張相談所を開設し、相談を受理するもの。

事業名				目標値
被害者救済事業				暴力団被害者に対する見舞金の支給 1件
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	1件	1件	0件	暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援

事業名				目標値
被害者救済事業				民事訴訟の支援(民事訴訟費用の貸付等) 1件
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	0件	0件	0件	暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援

事業名				目標値
研修事業				少年指導委員等に対する研修 1回
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	1回	1回	0回	少年に対する暴力団の影響を排除するため、少年指導委員に対し、必要な研修を行うものである。

事業名				目標値
調査研究事業				アンケート調査 800人
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	0人	1,081人	2,149人	不当要求防止責任者に対して行う。 暴力団による不当な行為の実体及び受講者のニーズ調査

事業名				目標値
不当要求防止責任者講習				不当要求防止責任者講習受講予定者 800人
過去の実績 (単位)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	設定理由等
	825人	1,081人	2,149人	公安委員会の委託を受けて行う暴対法第14条第2項の講習

## (3) 主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	13年度再委託金額		14年度再委託金額	
		13年度受託事業費		14年度受託事業費	
			/		/
合 計		0		0	
		0		0	

## (4) 直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	12年度	13年度	14年度
直営事業支出額	17,159	16,058	16,049
委託事業支出額	0	0	0
当期支出額( + )	17,159	16,058	16,049
/	100.0%	100.0%	100.0%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

## (5) 公益事業と収益事業の比率

(単位:千円)

項 目	12年度	13年度	14年度
公益事業支出額	17,159	16,058	16,049
収益事業支出額	0	0	0
当期支出額( + )	17,159	16,058	16,049
/	100.0%	100.0%	100.0%

## (6) 実施事業の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)
暴排啓蒙事業	8月、2月	テレビ、ラジオ、機関誌	暴力団にNOという勇気、暴力団追放三ない運動
暴力相談事業	通年	新聞、ラジオ、テレビ、機関誌	暴力団で困ったら、017-723-8930へ相談
暴力相談事業	7月、8月	コンピュータサイン	暴力団で困ったら、017-723-8930へ相談

## (7) 類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。



### 3 組織体制等

(1) 役職員数(15.6.1現在)

(単位:人)

項目	13年度	14年度	15年度
常勤役員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	民間からの役員		
	プロパー職員		
	小計	1	1
常勤職員	県派遣職員		
	県職員OB	2	2
	プロパー職員	1	1
	小計	3	3
非常勤役員	県・市町村関係	3	3
	民間からの役員	18	17
	小計	21	20
非常勤職員	県職員OB		
	その他の職員		
	小計	0	0
臨時職員			
計(～)	25	24	24

(2) 職員の年代別構成(15.6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロパー職員			1			1
県派遣職員						0
県職員OB	2					2
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	2	0	1	0	0	3

(3) 職員の勤続年数別構成(15.6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロパー職員				1		1
県派遣職員						0
県職員OB				1	1	2
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	0	0	0	2	1	3

(4) 役職員の見直し内容

13年度	14年度	15年度
	期末、事務局長の定年による見直し検討	事務局長定年により、専務理事を事務局長兼務とし、代わって相談委員を1名増強

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系	1 有 ( 年 月予定)
2 県の給与体系を準用	2 無
その他 (プロパー職員は、県の給与体系を準用、他の職員については、独自の給与体系で、通勤手当以外手当なし、昇給なし。)	3 その他 (プロパー職員についての財政事情を勘案して、昇給停止等の措置を講ずることを検討している。時期については財政事情による。)
<b>給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。</b>	

(6) 経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
自ら積極的に公開している	貸借対照表	事務所等に備え付け	
2 情報開示請求等があれば公開している	損益計算書、収支計算書等(概要のみも可)	広報誌、新聞等、インターネット、公告	
3 その他( )	事業内容、計画等	議会において説明等	
	4 その他( )	4 その他( )	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7) 内部統制(業務チェック体制等)の状況 (内部統制の確立とその有効な運用を確保するために、どのような施策をとっていますか。)

規定等は作成していない。

- 1 出納責任者を指定し、責任の明確化を図っている。(出納責任者は、財務規定による。)
- 2 公印の管理を厳重にしている。

内部統制とは、法人内のチェック・システムで間違い(誤謬・不正)を未然に発見できる仕組みをいう。

(8) 職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
専務理事・事務局長研修会	全国暴追運動推進センター	1	15
暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会	全国暴追運動推進センター	2	15

(9) 人事交流の実施状況

人事交流等の実績	実施年度
へ 名派遣	
へ 名派遣	
へ 名派遣	
から 名受入	
から 名受入	
から 名受入	

#### 4 マネジメント評価

##### (1) 経営理念・基本目標、中長期経営計画、提言への対応

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
経営者の経営理念・基本目標は、貴団体の設立目的に立脚して策定していますか。				
経営者の経営理念・基本目標は経営者が自らリーダーシップを発揮し、単に訓示する等にとどまらず日常の経営活動の中で役員・職員に周知徹底するようにしていますか。				
貴団体の実施事業に関連のある社会経済動向や経営環境について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを貴団体の経営活動に活かしていますか。	-	-	-	-
貴団体と同種の事業を行う他団体の経営情報について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを貴団体の経営活動に活かしていますか。	-	-	-	-
顧客(サービス等を提供する対象)、市場及び県民ニーズについて事業毎に調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを貴団体の経営活動に活かしていますか。				
経営者の経営理念・基本目標に基づき、中長期経営計画を策定していますか。				
中長期経営計画と県の政策との整合性について県の所管部局と十分に協議していますか。				
中長期経営計画に経営数値目標が含まれていますか。				
中長期経営計画に基づき、年度ごとに経営数値目標を作成していますか。				
年度ごとの経営目標には、事業ごとに経営数値目標が含まれていますか。				
外部経営環境の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがありますか。				
中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがありますか。				
民間や他の団体が担える業務が、貴団体の業務に含まれていませんか。	-	-	-	-
公社等経営委員会からの提言について対応策を策定し、実施していますか。				
公社等経営評価委員会からの提言等について対応策を策定し、実施していますか。				
合 計 数	12	0	12	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評 価	A	評 価	A

経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する公社等の考え方	経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する所管課のコメント
<p>1 当財団の場合、「寄附行為」に事業内容が示されており、それに従った事業活動を確実に推進することが必要である。</p> <p>2 事業の推進には、資金の確保が必要であり、基本財産の運用利息収入だけでは充足できないことから、賛助金や寄附金の積極的な確保を推進する必要がある。</p>	<p>1 基本財産の運用方法を100%県債運用に切り替え、安定した利息を確保しているが、事業資金の全額を確保できないことから、寄付金、賛助金からの収入に頼らざるを得ず、新規の賛助会員の拡大による財政基盤の確立を計画的に推進する必要がある。</p> <p>2 広報活動の継続的推進 テレビ、ラジオ、新聞、電光掲示板の他インターネットへのホームページの開設、会報、ミニ広報紙等による積極的な広報活動を今後も継続的に推進し、暴力相談件数の増加と財団事業の広報を図る。</p>

(2) 事業内容等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
貴団体の事業内容は設立目的と合致していますか。				
貴団体の事業内容は、関連のある県の事業計画と整合性がとれていますか。	-	-	-	-
貴団体の事業内容は、外部経営環境を考慮していますか。	-	-	-	-
事業の目標は、数値で設定されていますか。	-	-	-	-
事業の目標値と実績値を比較し、差異の原因分析を行い、その結果を経営者層に報告するシステムが構築されていますか。	-	-	-	-
事業の目標値が達成されなかった場合、対応策を策定し、それを実施していますか。	-	-	-	-
顧客のニーズの把握・調査を行い、その結果を受けて経営改善策を実施していますか。				
いわゆる「顧客満足度調査」を行い、その結果を受けて経営改善策を実施していますか。	-	-	-	-
受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切ですか。	-	-	-	-
実施事業の広報活動について、積極的に取り組み、その効果について検証を行っていますか。				
顧客から貴団体が行う広報活動についての提案があった場合、それを広報活動の改善に反映させるように取り組んでいますか。		-		
合 計 数	4	0	4	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評 価	A	評 価	A

事業内容等に関する公社等の考え方	事業内容等に関する所管課のコメント
<p>1 「暴力団対策法」により指定される暴力追放運動推進センターは、1県1団体であり、当財団が青森県での指定を受けた団体で、他に類似事業を行う団体はない。</p> <p>2 事業は広報、調査研究を除いて、相談等受動的なものが多く、目標の数値化が困難である。</p>	<p>1 県民に対し暴力団排除の広報啓蒙活動を最重点とした事業を継続的に推進する。</p> <p>2 「不当要求防止責任者講習」の受講者に対して、アンケート調査を実施し、その結果を事業活動に反映させていく必要がある。</p>

(3) 組織体制等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
役員の選任に際しては、経営責任を果たせる人材を登用し、かつ、常勤役員を最小限にしていますか。				
経営上の重要な意思決定(一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)は、理事会等の決議によりなされていますか。				
貴団体の経営活動について、理事会が実効性・責任性を持って年4回以上実施されていますか。				
監事監査が実効性をもって実施され、その指摘事項に対し改善策を実施していますか。				
内部統制のあり方を定期的に見直ししていますか。				
決裁に関する規程は、適正であり、遵守されていますか。				
組織が硬直化しないように、組織(課・係の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っていますか。	-	-	-	-
業務量に照応して職員数は適正ですか。				
職能の向上と職場の活性化のため、適材適所に配慮しつつ、同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っていますか。	-	-	-	-
プロパー職員の役員・管理職登用を行っていますか。				
役員報酬は役員の職能遂行度と経営状況に鑑みて適切なものとなっていますか。				
職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっていますか。				
適正な人事評価制度を導入していますか。	-	-	-	-
管理職を対象とした研修を行っていますか。				
一般職員の能力を引き出すような研修を行っていますか。				
職員の経営への参画意識や積極的な問題提起意識を具体的に取り上げる仕組みがありますか。				
他団体との人事交流(研修派遣等を含む)を行っていますか。				
経営情報等の情報公開を、県民に対し、貴団体独自に行っていますか。				
合 計 数	10	5	10	5
	はいの割合	66.7%	はいの割合	66.7%
	評 価	B	評 価	B

組織体制等に関する公社等の考え方	組織体制等に関する所管課のコメント
<p>1 役員については常に「寄附行為」に定められた人数に合うようにしており、常勤役員数は、最少の1人である。</p> <p>2 プロパー職員の管理職への登用については、組織体制、財政状況等から現段階では困難である。</p> <p>3 最少人員で対応しているため、現在の組織体制を改編することは困難であり、特殊な職務であることから他の機関との交流も困難である。</p>	<p>1 役員数については、寄附行為の規定を遵守し、最小限度の人員で対応している。</p> <p>2 プロパー職員の管理職への登用及び組織体制を改編については、現在の財政状況と組織の特殊性から実施は、困難な状況であるが、非常勤役員(会長を除く20人)の構成については、見直しを検討中である。</p>

(4) 事業遂行の効率性等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事務処理の問題点の把握や原因分析を行っていますか。				
把握された事務処理の問題点に対する改善を行っていますか。				
管理費削減のために支出項目の分析を行っていますか。				
管理費削減のために具体的な改善を行っていますか。				
業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫していますか。				
効率的・効果的な業務遂行のために外部委託を行っていますか。	-	-	-	-
外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確ですか。	-	-		
取引相手先が5年以上固定化していませんか。				
金融機関等に対する金利交渉等を行っていますか。				
資金運用、投資先を定期的に見直ししていますか。				
保有資産の含み損はありませんか。				
回収困難な債権が増加していませんか。	-	-	-	-
マーケティング活動を積極的に行っていますか。		-		
合計数	9	1	9	1
	はいの割合	90.0%	はいの割合	90.0%
	評価	A	評価	A

事業遂行の効率性等に関する公社等の考え方	事業遂行の効率性等に関する所管課のコメント
<p>1 平成15年度から専務理事が事務局長兼務となり経費の節減に努めている。</p> <p>2 コンピュータや簡易印刷機の導入により、ミニ広報紙の作成、印刷を自前で行っており、経費の節減に努めている。</p> <p>3 基本財産のほぼ全額を県債購入しており、金利は固定されており、また、借入金もないので金利の交渉は行っていない。</p>	<p>1 平成15年度から専務理事を事務局長兼務とし、事務局長を相談員として再雇用することにより給与を圧縮し、管理費の節減図っている。</p> <p>2 事業経費を削減し、効率的に事業を推進するためにパソコン等の資機材を導入し、事務処理の効率化と、経費の節減を図っている。</p> <p>3 基本財産の運用 安定した財産運用に努めている。</p>

# 財務

## 1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

### (1) 収支計算の概要

(単位:千円未満四捨五入)

収入の部		12年度	13年度	14年度
ア	基本財産運用収入	10,879	12,447	14,529
イ	入会金収入	0	0	0
ウ	会費収入	11,830	13,670	11,686
エ	事業収入	0	0	0
オ	補助金等収入	0	0	500
カ	負担金収入	0	0	0
キ	受託収入	767	770	768
ク	寄付金収入	7,545	5,648	4,454
ケ	運用財産受取利息	8	2	1
コ	雑収入	0	0	58
サ	基本財産収入	0	0	0
シ	固定資産売却収入	0	0	0
ス	敷金・保証金戻り収入	0	0	0
セ	借入金収入	0	0	0
ソ	特定預金取崩収入	0	0	5,728
タ	他会計受入収入	0	0	0
チ	当期収入合計	31,029	32,537	37,724
ツ	前期繰越収支差額	6,316	4,162	4,300
テ	収入合計	37,345	36,699	42,024
支出の部				
ト	事業費	17,159	16,058	16,049
ナ	管理費	14,361	14,401	20,497
	ニ (うち人件費)	11,760	11,733	17,963
ヌ	固定資産取得支出	269	0	0
ネ	敷金・保証金支出	0	0	0
ノ	借入金返済支出	0	0	0
ハ	特定預金支出	1,394	1,940	1,710
ヒ	他会計繰入支出	0	0	0
フ	当期支出合計	33,183	32,399	38,256
ヘ	当期収支差額 チ-フ	2,154	138	532
ホ	次期繰越収支差額	4,162	4,300	3,767

### 注1 正味財産増減計算書より

増加の部				
マ	退職給与引当金取崩額	0	0	5,728
ミ	その他の引当金取崩額	0	0	0
減少の部				
ム	固定資産除売却額	0	0	0
メ	固定資産減価償却額	324	336	287
モ	退職給与引当金繰入額	1,070	1,604	1,424
ラ	その他の引当金繰入額	269	0	0

**注1 減価償却方法**

(例:定額法による税法基準の償却率)

定額法による税法基準の償却率

償却過不足額	12年度	13年度	14年度
償却不足額の当該年度分は <b>メ</b> に加味する。	0	0	0

**注2 退職給与引当金の引当方法**

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

1 「常勤役員の退職手当に関する規定」「職員退職手当規定」に基づいて引当

常勤役員の退職引当金の算出方法	給料月額 × 100分の20 × 勤務月数
職員の退職引当金の算出方法	給料月額 × 勤務年数(5年未満は × 0.6)

2 退職引当金は、決算書上は負債として計上していない。

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

**注3 その他の引当金の種類と引当方法**

引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ウ** に加味する。



## (2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		12年度	13年度	14年度
a	流動資産	5,193	6,217	4,029
b	固定資産	725,577	727,181	722,877
c	(うち基本財産 / 基本金)	715,000	715,000	715,000
d	(うちその他の固定資産)	10,577	12,181	7,877
e	資産合計	730,770	733,398	726,906
f	流動負債	1,031	1,917	261
g	(うち借入金)	0	0	0
h	固定負債	0	0	0
l	(うち借入金)	0	0	0
j	負債合計	1,031	1,917	261
k	正味財産	729,739	731,481	726,645
l	(うち当期増減額)	815	1,742	4,836

## (3) 内部留保金額 年度末現在

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	12年度	13年度	14年度
総資産額	730,770	733,398	726,906
(1) 財団法人における基本財産	715,000	715,000	715,000
(2) 公益事業を実施するために有している基金	0	0	0
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産	1,753	1,417	1,130
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	8,824	10,764	6,747
(5) 負債相当額	1,031	1,917	261
m 内部留保金額	4,162	4,300	3,768

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したもとする。

## 財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

## (4)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	12年度	対全体収入比 (左の額/千)	13年度	対全体収入比 (左の額/千)	14年度	対全体収入比 (左の額/千)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国	0		0		0	
	県	0		0		0	
	その他	0		0		500	1.3%
	小計	0		0		500	1.3%
受託料収入 2	国	0		0		0	
	県	767	2.5%	770	2.4%	768	2.0%
	その他	0		0		0	
	小計	767	2.5%	770	2.4%	768	2.0%
そ の 他 3	国	0		0		0	
	県	0		0		0	
	その他	0		0		0	
	小計	0		0		0	
合 計		767	2.5%	770	2.4%	1,268	3.4%

## 1～3の具体的内容

- 1 「民事介入暴力対策青森大会」開催に伴う、全国暴力追放運動推進センターからの助成金
- 2 受託料収入(県):青森県公安委員会からの受託事業「不当要求防止責任者講習」の受託料

## 2 財務分析

### (1) 損益計算

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		12年度	13年度	14年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	10,879	12,447	14,529
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	11,830	13,670	11,686
事業収入	エ	0	0	0
補助金等収入	オ	0	0	500
負担金収入	カ	0	0	0
受託収入	キ	767	770	768
寄付金収入	ク	7,545	5,648	4,454
運用財産受取利息	ケ	8	2	1
雑収入	コ	0	0	58
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益(損)	シ - ム	0	0	0
退職給与引当金取崩額	マ	0	0	5,728
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	0
小計	リ	31,029	32,537	37,724
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	17,159	16,058	16,049
管理費	ナ	14,361	14,401	20,497
固定資産減価償却費	メ	324	336	287
退職給与引当金繰入額	モ	1,070	1,604	1,424
その他の引当金繰入額	ラ	269	0	0
小計	ル	33,183	32,399	38,257
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	2,154	138	533

### (2) 独立採算過不足額計算

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		12年度	13年度	14年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	2,154	138	533
補助金等収入	オ	0	0	500
独立採算過不足額( )	レ - オ	2,154	138	1,033

次の計算式で、独立採算度を計算する。

(単位:%小数点1桁)

独立採算度の計算		12年度	13年度	14年度
独立採算過不足割合 = 〇 独立採算過不足額 / ト 事業費 + ナ 管理費		6.8	0.5	2.8

## (3)その他の財務分析比率表

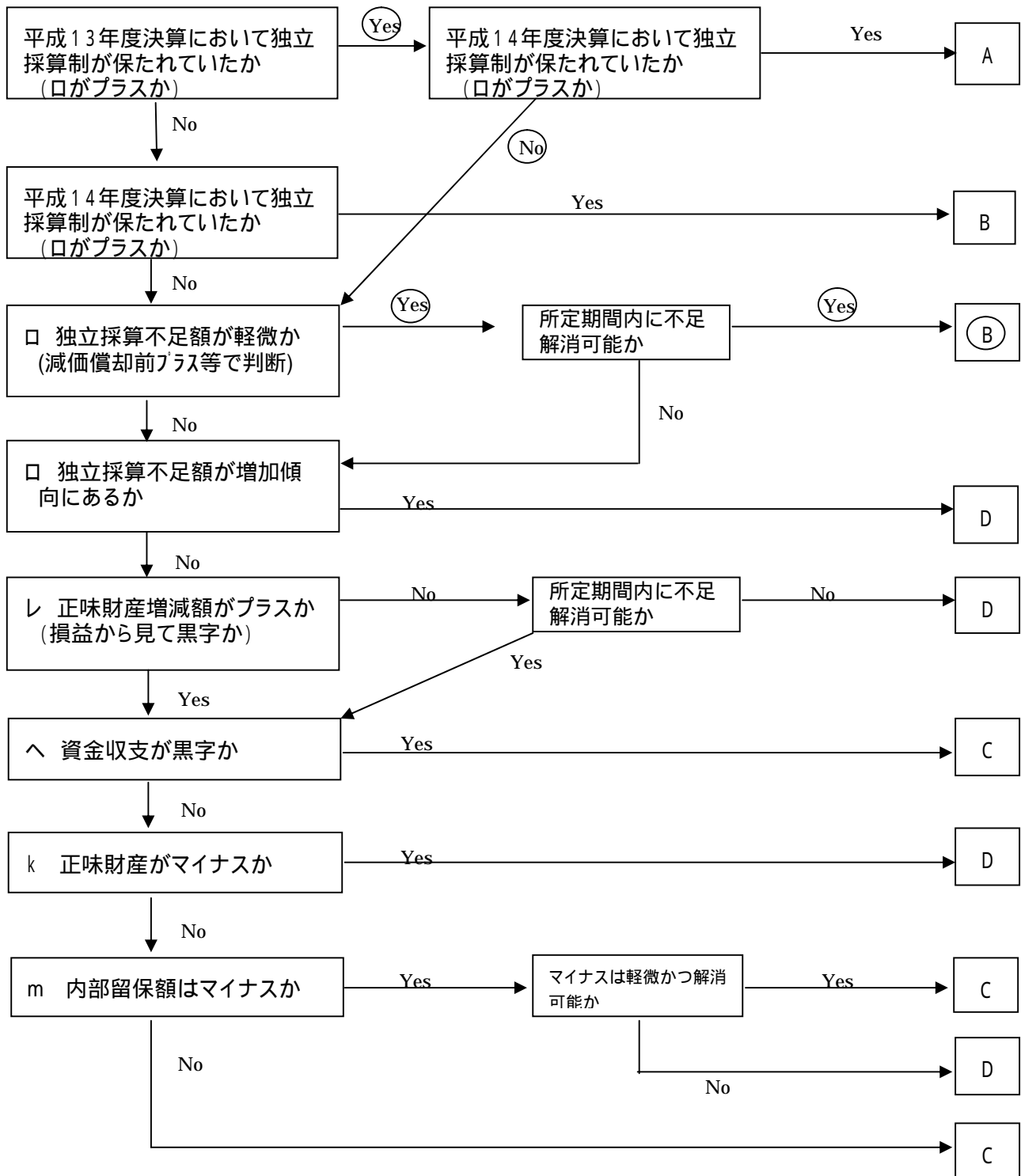
(単位: %・小数点1桁)

比率の名称	算式	12年度	13年度	14年度	傾向 (14年度/13年度)
<b>健全性</b>					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 当期収入合計	13.4	13.2	10.0	
管理費比率	㊦ 管理費 / ㊧ 当期支出合計	43.3	44.4	53.6	
人件費比率	㊧ 管理費(うち人件費) / ㊦ 管理費	81.9	81.5	87.6	
<b>採算性</b>					
正味財産対収支差額比率	㊨ 当期収支差額 / k 正味財産	0.3	0.0	0.1	
総資産対収支差額比率	㊨ 当期収支差額 / e 資産合計	0.3	0.0	0.1	
総収入対収支差額比率	㊨ 当期収支差額 / ㊦ 当期収入合計	6.9	0.4	1.4	
総資産回転率	㊦ 当期収入合計 / e 資産合計 (単位:回)	0.0	0.0	0.1	
1人当たり年間収入	㊦ 当期収入合計 / 総職員 (単位:千円)	7,757	8,134	9,431	
<b>安全性</b>					
流動比率	a 流動資産 / f 流動負債	503.7	324.3	1,543.7	
総資産対正味財産比率	k 正味財産 / e 資産合計	99.9	99.7	100.0	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.0	0.0	0.0	
		上昇数	3	評価	-
		横ばい数	2		
		下降数	6		

### 3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >



A: 良好  
 B: 概ね良好  
 C: 改善を要する  
 D: 大いに改善を要する

**(2) 財務分析に関するコメント**

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

<b>公社等コメント</b>	<b>所管課コメント</b>

# 公社等経営評価総括表

公社等の名称: 財団法人 暴力追放青森県民会議

## 1 マネジメント評価

項目	公社等自己評価					所管課評価				
	はいの数	いいの数	はいの割合	今年度の評価	前年度の評価	はいの数	いいの数	はいの割合	今年度の評価	前年度の評価
(1) 経営理念・基本目標、中長期経営計画、提言への対応	12	0	100.0%	A	A	12	0	100.0%	A	A
(2) 事業内容等	4	0	100.0%	A	B	4	0	100.0%	A	B
(3) 組織体制等	10	5	66.7%	B	B	10	5	66.7%	B	B
(4) 事業遂行の効率性等	9	1	90.0%	A	B	9	1	90.0%	A	B
マネジメント評価総合				A	B				A	B

## 2 財務評価

項目	公社等自己評価	
	今年度	前年度
(1) フローチャートによる評価	B	A
(2) 財務分析比率による傾向	-	+

## 3 総合

(1) 公社等自己評価					(2) 所管課評価	
マネジメント評価		財務評価			マネジメント評価	
今年度	前年度	フローチャート	財務分析比率	前年度	今年度	前年度
A	B	B	-	A +	A	B

【評価基準】 「A」……良好 「B」……概ね良好 「C」……改善を要する 「D」……大いに改善を要する

#### 4 公社等経営評価委員会のコメント

本法人と所管課のマネジメント評価は、概ね妥当であると判断する。

本法人は、「暴力団対策法」により都道府県ごとに一団体指定される暴力追放運動推進センターとして、青森県内での指定を受けた法人である。運用規模や人員も最小限の人数で運営されており経営上も特に問題ない。

財務評価については、今年度の本法人と所管課の評価は概ね妥当であると判断する。

本法人の事業収入は他県と比べて低い水準であり、かつ、近年の低金利による事業運営資金の確保が困難となっているので、今後さらに寄付金・賛助金等の自主財源の確保に努めることが必要である。